

新潟市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月4日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第47号

新潟市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例（平成27年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「主任介護支援専門員研修」の次に「（以下「主任研修」という。）」を、「修了した者」の次に、「であって、主任研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内にあるもの（同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）を修了した者を除く。）又は最後に主任更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内にあるもの」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成25年度までに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者に対する改正後の第2条第1項第3号の規定の適用については、同号中「主任研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成23年度までに主任研修を修了した者	主任研修を修了した日から平成31年3月31日までの間
平成24年度又は平成25年度に主任研修を修了した者	主任研修を修了した日から平成32年3月31日までの間